

## 【大和市コミュニティセンターをご利用の皆様へ】

大和市コミュニティセンターは、令和4年11月8日（火）より、感染拡大防止対策を取ったうえでの施設内の食事制限を解除します。

引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策として、ご利用の皆様と職員の安全・安心のため、以下のご協力をお願いいたします。

### (1) 会館利用にあたって下記遵守事項を理解し、利用者全員に周知してください。

- 施設を利用するにあたり、次のことを守ること
  - ・マスクの着用は個人の判断に委ねるものとする
  - ・活動中はソーシャルディスタンス（最低1m、できるだけ2m）を守る
  - ・こまめに手洗い、手指消毒をする
  - ・施設内で食事を行う場合は、以下を遵守する
    - ①黙食の徹底 ②対面を避け1m以上離れる
  - ・活動終了後（活動時間内）に利用した机、椅子、スイッチ、ドア、備品などを消毒する
  - ・そのほか、厚生労働省が示す「新しい生活様式」の実践例（マスクの着用以外）を実践する
- 利用前に利用者全員の検温をすること
- 団体利用の代表者は、利用者全員の当日の体温、体調を把握しておくこと  
※感染者が発生した場合などに保健所等公的機関に提供することがあるため、団体利用の代表者は、当日の利用者名簿を作成し、1ヵ月程度の保管をお願いします。
- 以下の症状がある場合は、自主的に利用を見合わせる
  - ・体温が37.5度以上または平熱より1度以上高い場合
  - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - ・過去2週間以内に感染が拡大している国・地域に訪問歴がある場合
- 換気対策を行うこと
  - ・必要に応じて、窓を開ける、入口ドアを開けるなど換気対策を行ってください。
  - ※室内は施設設備を用いた換気により空気の入替えを行っています。
- 利用中、管理指導員が活動内容の確認のため部屋の中に入ることを承諾すること
- ここに記載のほか、会館が定めた感染防止対策を遵守すること
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに利用したときの状況や濃厚接触者の有無等について報告すること

※上記遵守事項をお守りいただけない場合は、ご利用を制限させていただく場合があります。

### (2) 当日会館を使用した方全員の氏名・連絡先を記載した「使用者名簿」を作成し、1ヵ月程度、団体で保管してください（会館使用時に提出の必要はなし）。新型コロナウイルス感染者が発生した場合などに保健所等の公的機関に提出をお願いすることがあります。

### (3) その他

- ① 感染拡大防止の観点から、消毒ができない備品、不特定多数が利用するスリッパ等の貸出は引き続き中止させていただきます。ご理解、ご協力をお願いいたします。
- ② 厚生労働省作成の別紙資料もよくお読みいただき、利用団体の責任において感染防止対策をとったうえでご利用いただきますようお願いいたします。